

LP協会保安第23～18号
平成23年6月22日

都道府県協会 御中
企業会員 各位

(社)エルピーガス協会

液化石油ガス販売事業者に対する台風期等における防災態勢の強化について
(お願い)

標記について、原子力安全・保安院長より別添のとおり、周知要請がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、企業会員におかれましては、関係者に対し、別添を踏まえ、液化石油ガスにおける災害防止の観点から、保安確保に関し万全の対応をするよう周知方お願いいたします。

なお、別添の中央防災会議において報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」並びに「災害時要援護者対策の進め方」につきましては、以下の内閣府のホームページにて掲載されております。

○内閣府のホームページ

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryo3_2.pdf

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」

http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/index.html

「災害時要援護者対策の進め方」

http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/070419/index.html

以上
発信手段：Eメール
担当者：渡辺、瀬谷

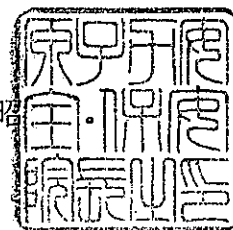
別 添

経済産業省

平成 23・06・08 原院第 2 号
平成 23 年 6 月 16 日

社団法人エルピーガス協会
会長 川本 宜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の
強化について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-278b-11-4）
のとおり液化石油ガス販売事業者等に対し所要の対応を求めることとしました。

つきましては、貴協会傘下の各社において、別添の趣旨を踏まえ、液化石油ガスにお
ける災害防止の観点から、保安確保に関し万全の対応をするよう周知をお願いします。



経済産業省

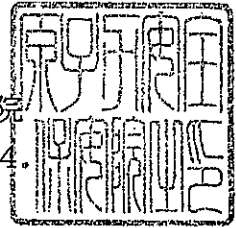
平成 23・06・08 原院第 2 号

平成 23 年 6 月 16 日

液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-11-4



原子力安全・保安院は、平成23年5月27日付け中防災第17号（別紙）をもって、中央防災会議会長（代理）（内閣総理大臣臨時代理）枝野幸男から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、今般、液化石油ガス販売事業者等に対し、別紙を踏まえた下記の対応を求めることとします。

記

1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害等のおそれのある地域にあつては、充てん容器等の設置場所及び充てん所等における容器等流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂災害等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。



(別紙)

中 防 災 第 1 7 号
平成23年5月27日

原子力安全・保安院長 殿

中央防災会議会長 (代理)
(内閣総理大臣臨時代理)

枝 野 幸 男



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところである。毎年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・はん濫、内水はん濫、土砂崩れ等により多数の人的被害及び住家被害が発生している。

梅雨期及び台風期を迎えるに当たり人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際、近年の被害状況（台風や大雨の際の外出時死亡事故が多発していること、土砂崩れ等において避難が遅れて命を落とす高齢者がいたこと、避難途中で被災する者がいたこと、都市部の河川の増水において逃げ遅れた者がいたこと等）や、避難勧告等の発令に加え災害情報の適切な伝達等が行われないと安全かつ適切な避難行動に結びつきにくいことを踏まえ、被災者の目線にたち「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点から、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

特に、東日本大震災の被災地においては、避難者や仮設住宅の入居者の安全確保を図るとともに、地震や津波による河川管理施設・海岸保全施設・下水道施設・通信施設の被災、土砂災害、地盤沈下等が生じていることや大量の災害廃棄物の発生とその集積状況を踏まえ、危険箇所の点検、情報伝達対策、応急対策等に万全を尽くされたい。なお、5月20日の緊急災害対策本部決定「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」にも留意されたい。

これらについて、関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 近年における局地的大雨等の災害の状況にかんがみ、河川のはん濫、内水はん濫、土砂崩れ、高潮等による災害の発生を未然に防止するよう、関係機関との緊密な連携

の下に、

- ①災害発生のおそれのある危険箇所等の巡視・点検の徹底
- ②異常降雨時における河川管理施設等の管理の強化
- ③降雨時の気象状況及び気象警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等に関する情報の収集・伝達の徹底
- ④浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等の情報について、ハザードマップ等を活用した周知徹底
- ⑤河川等の水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発
- ⑥警戒避難態勢の強化
- ⑦地下空間管理主体との連携による浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化等に万全を期すること。

また、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることにかんがみ、こうした情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携を始め、広報誌・防災行政無線・インターネット・携帯電話等、多様な伝達手段を整備し、確実な災害情報の提供を進めること。

2. 中央防災会議で平成17年3月に報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」並びに平成18年4月に報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（改訂版）及び平成19年6月に報告された「災害時要援護者対策の進め方」の趣旨及び内容を理解の上、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成、災害時要援護者情報の共有及び避難支援プランの作成等を推進し、適切な防災対策の推進に努めること。
3. 災害復旧事業施行中の箇所については、災害の再発及び復旧作業中の事故等を未然に防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講じること。
4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。